

久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務委託仕様書

1 業務委託名

久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務委託

2 業務の趣旨

国土交通省基準等が改定されたことに伴い、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井(以下、特定天井とする)に対しては、必要な落下防止対策を行うことが求められている。

本業務は、久留米市庁舎内の特定天井について現地調査を実施し、耐震改修工事の計画検討及びその設計を行うことを目的とする。

3 業務場所

久留米市庁舎（福岡県久留米市城南町15番地3）

4 業務の内容

久留米市庁舎内の対象施設4か所(エントランスホール(1階)、くるみホール(2階)、ホワイエ(2階)、議場(19階))にて耐震改修工事の設計を行う。

詳細は、「久留米市建築設計業務委託共通仕様書」「久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務委託特記仕様書」「久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務委託料計算書」のとおり。

5 提供データ

別紙「久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務委託 特記仕様書」のとおり

6 成果物の納品

(1) 設計業務 成果物(特記仕様書に記載) 一式

7 検査

受託者は、各業務の完了後遅滞なく、成果品を提出すること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

8 支払い

各年度末に完了検査を受けた業務について、同年度内に部分払いの請求を行うこと。

9 疑義

受託者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決すること。

10 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議し、調査を行うこと。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (4) 成果品の管理及び帰属は久留米市とする。受託者は久留米市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。

11 損害賠償責任

受託者は、本委託業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により、久留米市に対し、損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

12 暴力団排除

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害を受けた場合は、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。

13 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日まで。

ただし、次に掲げる業務については以下に定める期間とする。

- (1) くるみホール、ホワイエに関する基本設計および概算工事費の算出に関する業務
令和5年9月30日までに資料作成・提出し、監督員と協議すること。

14 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項については、久留米市と受託者の協議により決定する。

15 契約条項を示す場所

久留米市ホームページ